

令和3年11月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和3年第11回）議事録

1. 開催日時 令和3年11月18日（木曜日）午前10時35分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 齋藤 誠 | 13番 佐々木 知 榮 |
| 2番 畑山 留美子 | 16番 富 樫 公 一 |
| 3番 佐藤 喜 勝 | 17番 伊 藤 直 子 |
| 4番 岡 部 五 一郎 | 18番 菅 原 文 克 |
| 5番 佐々木 亨 | 19番 佐 藤 秀 孝 |
| 6番 小 野 晃 一 | 20番 佐 藤 源 樹 |
| 7番 大 瀧 浪 雄 | 21番 庄 司 和 夫 |
| 8番 小 松 健 | 22番 伊 藤 剛 |
| 9番 小 松 幸 夫 | 23番 吉 尾 麻 美 |
| 11番 佐藤 崇 | 24番 佐 藤 系 悦 |
| 12番 佐々木 純 一 | |

4. 欠席した委員（3名）

10番 佐藤 順
14番 加藤 三 敏
15番 石 井 勲

5. 議事日程第1号 令和3年11月18日 午前10時35分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 会務報告

第 5. 報告第 4号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の
任免について

第 6. 議案第75号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 7. 議案第76号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
(第10回総会保留分)

第 8. 議案第77号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 9. 議案第78号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第10. 議案第79号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第11. 議案第80号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う地上権設
定の件

第12. 議案第81号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移
転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

| | | | |
|------------|-------|------------|------|
| 事務局長 | 高橋孝紀 | 次長 | 小松幸月 |
| 農政班長 | 二見真之 | 主査 | 釜台勇樹 |
| 主任 | 佐々木智慧 | | |
| 主査(矢島庶務班) | 石垣あゆみ | 主任(岩城庶務班) | 佐賀歩 |
| 主事(由利庶務班) | 阿部健大 | 主任(大内庶務班) | 松永希 |
| 主事(東由利庶務班) | 遠藤大騎 | 主任(西目庶務班) | 佐藤慎 |
| 主任(鳥海庶務班) | 櫻井浩規 | 班長(東由利庶務班) | 佐藤寛子 |

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

16番 富樫公一

17番 伊藤直子

10. 会議の概要

○議長

これより、令和3年11月5日公示招集されました、令和3年第11回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

10番佐藤順委員、14番加藤三敏委員、15番石井勲委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第4号並びに議案第75号から議案第81号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、16番富樫公一委員、17番伊藤直子委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局

(事務局長による会務報告)

○議長

日程第5、報告第4号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(事務次長による案件報告)

○議長

報告第4号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問、意見を省略して報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することに決定しました

ただいまより、転入、併任職員の紹介をいたしますので、暫時休憩します。

○事務局

(転入、併任職員紹介)

○議長

会議を再開いたします。

日程第6、議案第75号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う再設定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第75号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますが、本議案の2番につきましては、A委員に関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第75号につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第75号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第7、議案第76号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件（第10回総会保留分）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、10月総会で審議予定だったが第3条の所有権移転の許可要件に疑義が生じたため保留案件としたこと、また11月総会のため、更なる状況確認した結果、許可要件である農作業常時従事要件に疑義が生じたため、再度取り扱いを保留としたい旨を説明した。）

○議長

議案第76号の説明が終わりました。

ただいまの議案第76号の説明および報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

○議長

会議を再開いたします。

お諮りいたします。議案第76号について、保留とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号については保留とすることに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第77号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、最初に議案第77号1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、本件は農地法第3条に基づく所有権移転ののちに申請農地を転用する計画があるのではないかと疑義が生じたため、審査において他の許可要件を満たしていると判断したが、将来的な農地転用の疑いを解消出来なかったことから審議いただく旨説明する。）

○議長

議案第77号1番の説明が終わりました。

本案件については、農地委員会の調査研究を求めていますので、その内容について報告を求めます。

3番佐藤喜勝農地委員長

○3番・佐藤喜勝農地委員長

さきほどの農地委員会におきまして、本件の取り扱いについて、委員の皆さんのご意見をいただきましたところ、第3条所有権移転の許可要件を満たしているため、許可できると考えられるが、農地法第3条の趣旨に反する資産保有や転用につながらないように、譲受人に対して十分な説明を行うべきと意見を取りまとめましたのでご報告いたします。

なお、この案件につきましては、挙手による採決をお願いしたいと思います。

○議長

ただいまの説明および報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

こちらの圃場でありますけれど、現場を見たわけではないので若干説明を求めますが、農地として利用するのが当然と思われる場所なのか、宅地等と隣接しており転用が見込まれる場所なのか、簡単でよろしいのでご説明ください。

○事務局

場所としてはK施設の近くで、道路から入った住宅等が並んでいる場所であり、田が連坦している場所の一部であります。状況としては隣接している農地は耕作されておりますし、申請地も耕作されています。また、申請地自体は住宅に隣接しておらず、住宅と申請地の間に田が入っている、という状況であります。

○5番・佐々木亨委員

わかりました。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第77号1番について、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第77号1番について申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

次に、議案第77号2番から12番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は規模拡大、自作地交換、新規営農、贈与によるものであり、贈与税についても説明済みであること、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第77号2番から12番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【12番・佐々木純一委員手を挙げる】

12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

議案第77号2番についてであります。議案第77号1番と同様のことが予想されますので、農地法第3条に基づいて本人に確認したうえでお願いしたいと思っております。

○事務局

3条の所有権移転につきましては、農地を農地として今後活用していく意思の元で所有権移転を許可されるものだと思います。当初から転用計画しているのでは、そもそも3条の所有権移転が許可されないということになりますので申請者に今後も確認して参りたいと考えております。また、虚偽に基づいて申請したとなると、許可の取り消しになることも状況として考えられることも含めて、今後も事前の農地法の趣旨を申請人に説明し申請を受け付けて参りますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第77号2番から12番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号2番から12番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第78号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第78号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の新規であり、期間は2年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第78号の説明が終わりました。本議案の15番につきましては、A委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第78号につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第78号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第10、議案第79号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第79号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第79号の説明が終わりました。

なお、現地調査につきましては、令和3年第9回総会議案第66号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略します。

ただいまの議案第79号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【4番・岡部五一郎委員手を挙げる】

4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

個人の会社役員ということですが、例えば代表取締役ということではなく、役員の中で資材置き場の建設申請が行われたということですか。

○事務局

申請者Aさんは有限会社Aの代表取締役となっておりまして、代表のAさんが個人で申請、資材置場を整備し、会社に貸し付けることとなります。

○議長

暫時休憩いたします。

○議長

会議を再開いたします。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第79号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第79号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第80号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う地上権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第80号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、11月下旬に予定されている農振除外公告日に許可する予定である旨を説明する。)

○議長

議案第80号の説明が終わりました。

なお、現地調査につきましては、令和3年第9回総会議案第66号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略します。

ただいまの議案第80号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第80号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、申請が適法と認め、許可相当とし、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第81号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第81号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

○議長

議案第81号1番の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします

調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきた旨を報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第81号2番から5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第81号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、11月下旬に予定されている農振除外公告日に許可する予定である旨を説明する。）

○事務局

（議案第81号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、第2種農地のため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。）

○事務局

（議案第81号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要等については、議案第79号の1の説明通りのため省略する旨を説明する。）

○事務局

（議案第81号5番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、11月下旬に予定されている農振除外公告日に許可する予定である旨を説明する。）

○議長

議案第81号2番から5番の説明が終わりました。

なお、議案第81号2番から5番の現地調査につきましては、令和3年第9回総会議案第66号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略します。

議案第81号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第81号1番と2番及び5番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第81号3番と4番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに1番と2番及び5番についてお諮りいたします。

議案第81号1番と2番及び5番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます

よって、議案第81号1番と2番及び5番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、3番と4番についてお諮りいたします。

議案第81号3番と4番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます

よって、議案第81号3番と4番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時45分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 富 樫 公 一

議事録署名委員 伊 藤 直 子